

三次市教育委員会告示第 号

三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 年 月 日

三次市教育委員会
委員長

三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱の一部を改正する告示

三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「禁錮^こ以上」を「禁錮以上」に改める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。